

2012年度

「子ども家庭相談室」年次報告書



I. 子ども家庭相談室概要

II. 相談内容

III. 学校の中の人間関係

1. 相談室が出会った子どもたち～4つの事例から

2. 体罰

3. いじめ

IV. これからにむけて～相談室の責任・課題

社団法人 子ども情報研究センター

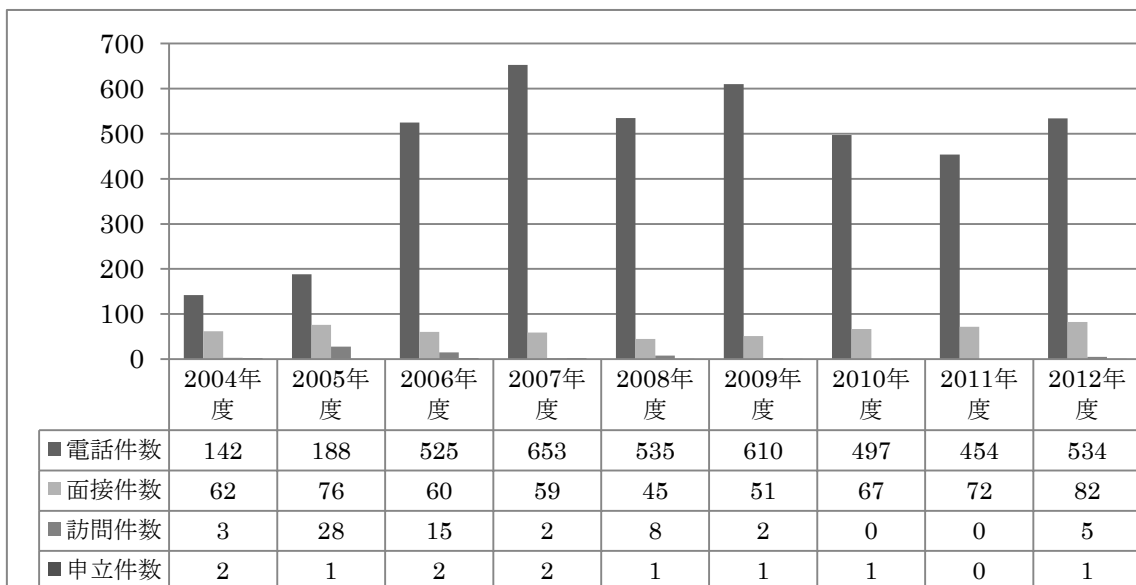
I. 子ども家庭相談室概要

1. 開設年月日 2003年10月
2. 開設日時 毎週月・火・木曜日 10時～20時
電話相談、面接相談（木曜日のみ、1回1時間程度、要予約）
3. 電話番号 相談専用 06-4394-8754
 面接予約専用 06-4708-7087
4. 場所 子ども情報研究センター相談室
5. 相談料 無料
6. 対象 子ども、親、教職員等
7. 相談内容 子どもの人権侵害
8. スタッフ 子どもの権利擁護の専門相談員10名
9. 基本姿勢
 - ・子どもやおとなの話を聴いて、子どもにとって一番いいことを子どもやおとなとともに考える。
 - ・子どもが自分で決めることを大切にする。
 - ・利害関係のない第三者として相談者の話をじっくり聴く。
 - ・必要な場合は、第三者として関係機関や関係者との調整をおこなう。
 - ・秘密は必ず守る。
10. ケース検討 週に1度
11. 大阪府教育委員会 児童・生徒のための「被害者救済システム」との連携

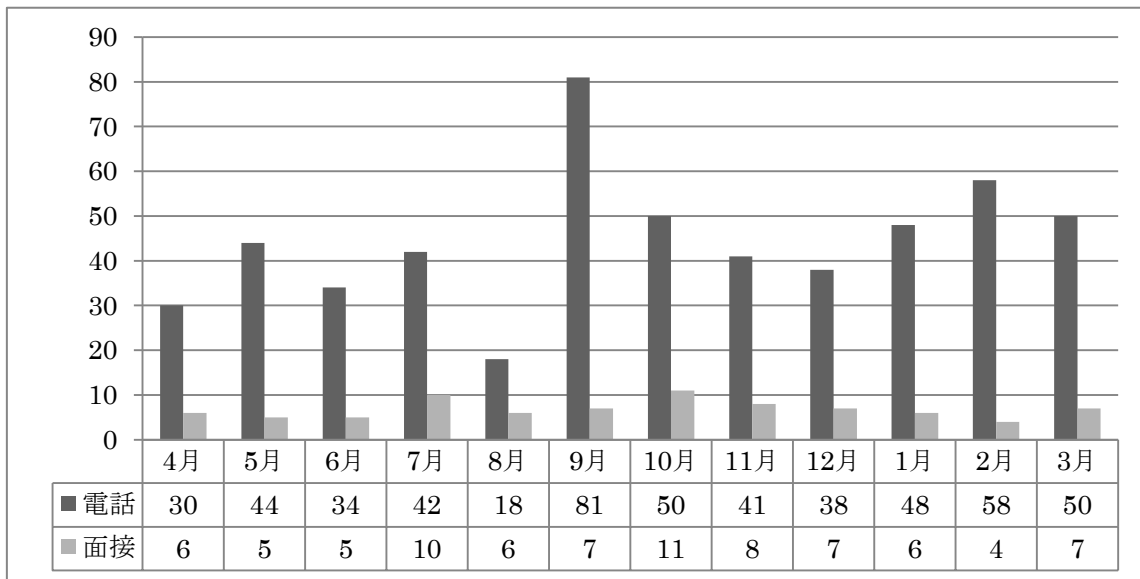
Ⅱ. 相談内容

1. 年度別相談件数

年度	電話件数	面接件数	訪問件数	申立件数
2003年10～2004年3月	7ケース		—	—
2004年度	142	62	3	2
2005年度	188	76	28	1
2006年度	525	60	15	2
2007年度	653	59	2	2
2008年度	535	45	8	1
2009年度	610	51	2	1
2010年度	497	67	0	1
2011年度	454	72	0	0
2012年度	534	82	5	1
合計	4138	574	63	11

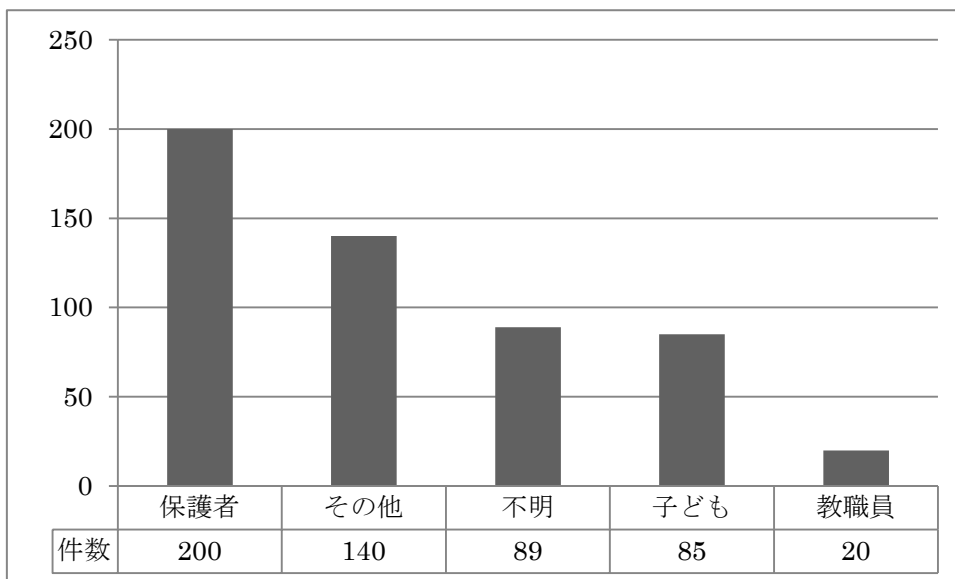


2. 月別相談件数

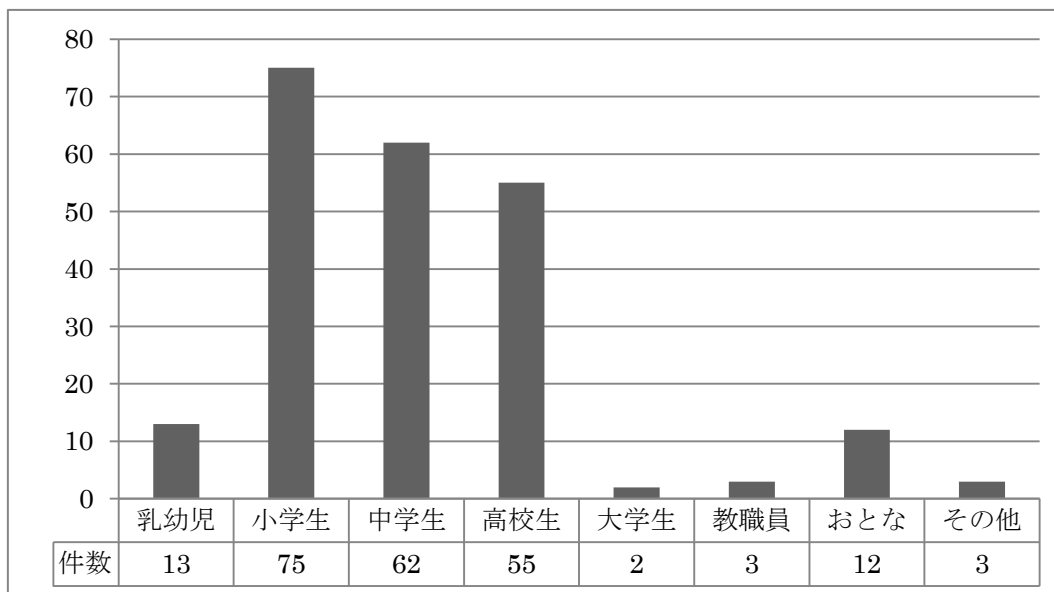


3. 電話

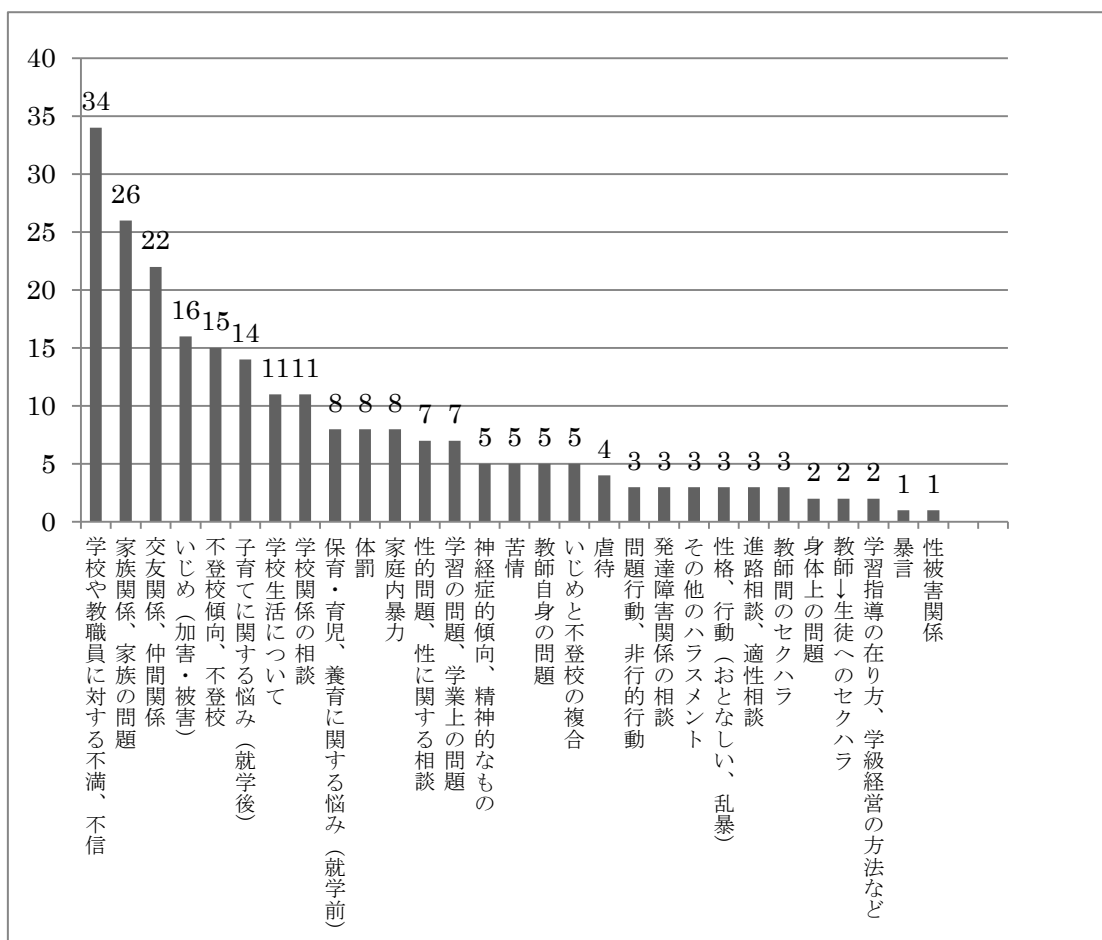
①相談者内訳



②相談対象者内訳

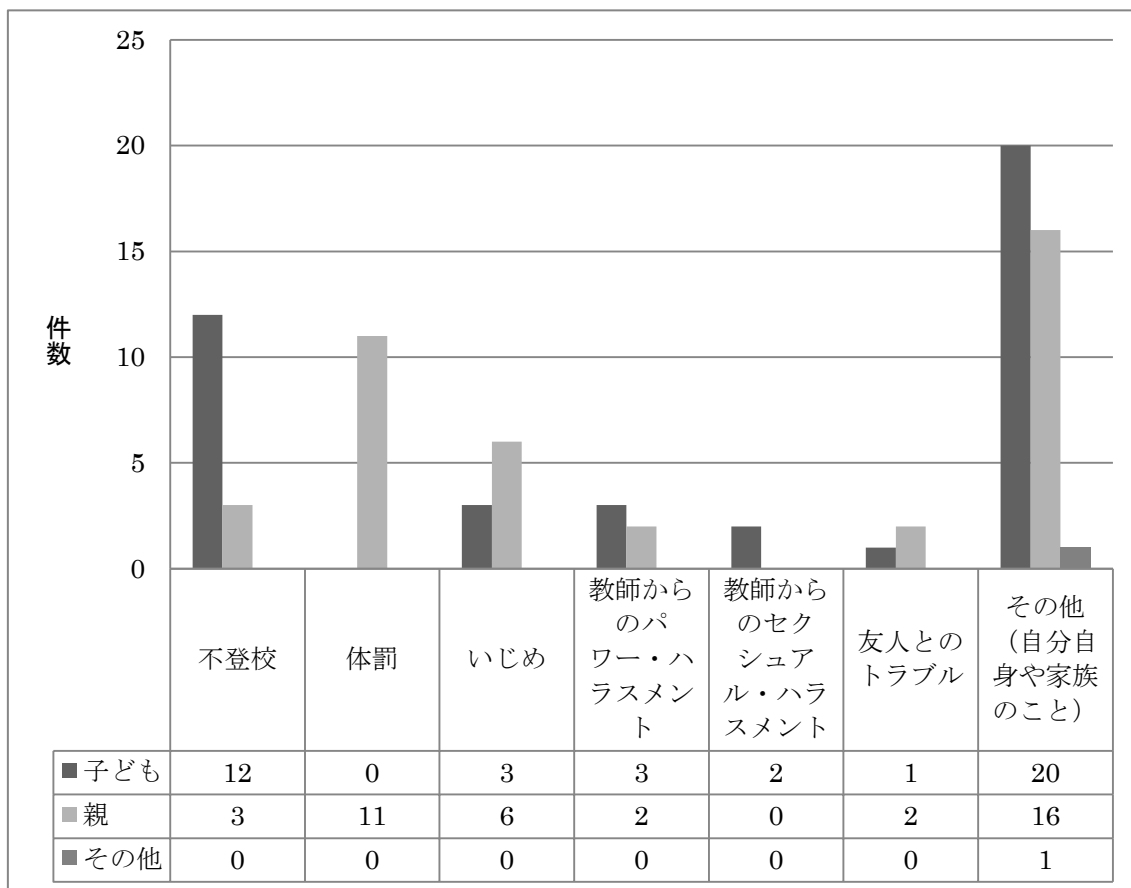


③相談内容



4. 面接相談

24 ケースのべ 82 回の面接をおこなった。子どもからの相談は 8 ケース 41 回、保護者からは 15 ケース 40 回、その他のおとなからは 1 ケース 1 回で、次のような相談を受けた。



5. 大阪府教育委員会 「児童・生徒のための被害者救済システム」 申立て

今年度の申立ては 1 件。体罰についてである。また、それ以外に申立て該当ケースでありながら、申立てにいたらなかったものが、11 件あった。該当ケースでありながら、申立てにいたらなかった理由は、以下の 3 点である。

- ①被害者救済システムの区域や枠が限られている。大阪市内・私学など、申立該当ケースが、システムの区域外・枠外からの相談だった。
- ②学校におけるいじめ・体罰で、子どもへの権利侵害が大いに懸念されたが、保護者からの相談のみで子どもとは会えることができず、最終的に保護者が転居転校により子どもの環境を変えることで解決と見なしたり、保護者自身が相談の継続をあきらめたりして終わることがあった。

③申立書作成にあたって、何をもって権利侵害とするか、明確にしなければならない。

子どもの声を聴きながら、権利侵害をかたちにするには時間が必要で、解決を急ぐ保護者との歩調が合わなかった。

昨今の子どもをめぐるニュースや当機関への相談内容からみても、子どもをめぐる問題が深刻化していることがわかる。被害者救済システムの仕組みそのものを見直す必要や子どもの人権の視点を学校現場や地域社会の中で学ぶことの大切さを訴えていく必要があると考える。

Ⅲ. 学校の中の人間関係

1. 相談室で出会った子どもたち～4つの事例から

「子ども家庭相談室」（以下「相談室」）では、子どもの声を聴いて、子どもとともに考えることを大切にしている。親子で面接相談に来られたとき、保護者と子どもは部屋を分けて話を聴くことを原則としている。今回紹介する4つの事例は、相談の中で出会った子どもたちである。子どもたちは学校で起きたことに何とか折り合いをつけて早く日常を取り戻そうと苦しんでいることが多い。

事例① （主訴：いじめから不登校に）

中学2年生 A さん。小学校のときは1対1でいじめられ、中学校ではグループによるいじめにあうようになり、保護者がいじめの対応について知りたいと相談室を訪れた。学校が荒れているからか、教師との信頼関係は期待できないことから、最後まで学校と関わりのないままで終わったケースである。子どもは元の中学校に戻ることを希望していたが、体調を損ねたこともあり、保護者の希望から、私学受験をしての転校となった。子どもは学校の中で自分にできることを考え、選んで行動のできる力を持っていた。学年が変わったとき、担任を通じて学校との関係を築きなおす努力を重ねていたように思われるが、長引く状況と高校受験への不安から、転校を決断した。学校で問題を抱えた子どもは、キーになる教師の存在が力になることもある一方、受験等の要因が大きく影響し、待ちきれない保護者の意向が事の決定に大きく関わってくる。子どもと出会うために、訪問できたことが相談室として新しい試みになったケースでもある。

事例② （主訴：顧問のセクハラについて）

高校2年生 B さん。クラブ合宿のとき、顧問が、誰もいない間に B さんたちの寝泊りしている部屋に入っていた。たまたま帰ってきた部員と出会い、顧問はだまってその場を立ち去った。B さんたちは、「顔をあわすのはいや、顧問をはずしてほしい」と学校に訴えたが、学校自体がセクハラに関しての認識が甘く、話し合いの場に顧問がいるなど配慮に欠けていた。子どもの願いは聞き入れてもらえず、保護者と一緒に相談室に来室した。子どもは話ができただけで、落ち着きを取り戻したが、保護者が別の形で顧問を異動させた。

事例③ （主訴：元担任の体罰による不登校）

小学5年生 C さん。C さんが、小4のとき、体調が悪いにもかかわらず、担任が給食を無理に食べさせ、C さんにとって、怖い、冷たいと感じるような対応をしたことで、C さんは学校に行けなくなった。5年生になったとき、元の担任と顔を合わせないよう配慮してほしいと訴えたが、かなわなかった。学校、市教委に再度訴えるが、思うような対応はしてもらえなかった。そこで相談室に電話があり、訪問することになった。保護者の思いと子どもの思いにズレは感じられたが、子どもは相談室のかかわりで、力を取り戻し、登校できるようになった。

事例④ （主訴：担任による体罰）

小学6年生 D さん。D さんは、担任の思い通りにならないということで酷い体罰をうけた。見ていた子どもたちが D さんは死んだのではないかと思うくらいの酷いものだった。学校の隠すような対応に保護者は不信感をもったが、担任は一部の保護者から人気があるため、保護者会では発言できないと感じ、相談室へ面接に来た。保護者は、過去のことより中学での配慮を望んだ。子どもとの面談でも子どもは保護者と同じように、中学での希望を話すにとどまった。子どもはしんどさを手放すこともないまま面談は終了したのではないかと感じる。

2. 体罰

体罰による指導が原因で子どもが自殺をするという痛ましい事件が起きた年であった。「体罰」という言葉がクローズアップされ、いろいろな議論もなされた。今年度の相談の中でも、体罰の相談は8件で、学校関係の相談のうちの約7%であった。大きな社会問題として今後も取り組むべき課題であると実感している。

しかし、学校現場において体罰は子どもをコントロールする方法として即効性があり、その効果をその教員の指導力として評価する側面もある。また保護者や地域の中にも体罰による指導方法を支持する人も少なからずいる。そのため体罰を受けた子どもとその保護者は二次的にも深く傷つき、学校や地域で孤立することが多い。

体罰を受けた子どもは学校や教師との間に信頼がおけず、自分の気持ちや考えを学校に伝えることをしないし、指導という立場の学校もまた、教師の忙しさと余裕のなさが様々な場面にうかがわれ、子どもの抱える状況にじっくりと向き合うことができていないという現状がみられる。「体罰」という事実のみが残り、学校はその事実への対応に追われ疲労し、ギスギスとした人間関係が残されるのである。

相談は主に保護者からの場合が多いが、保護者の解決イメージと子どもの気持ちにはずれがみられる。「あなたのため」と言われると、子どもは何も言えなくなる。子どもの気持ちは置き去りにされ、子ども自身納得のいく解決の道が図れていないように感じられる。子どもの深く傷ついた気持ちに向き合うには、周りのおとなの理解が必要なのに、現状はほとんど理解されず無駄に時間がかかる。子どもは気持ちを聴いてもらう前に、指導の対象とされるため、本来持っているはずの力を発揮できずに終わる。

体罰以外の相談にも言えるが学校の中で、子どもが力を発揮するには教師との相互の信頼や安心できるクラス仲間関係が必要である。しかし現実はおもともと信頼関係が希薄な中でさらに体罰による暴力や暴言によって子どもが持つ力を奪われ無力感や不条理さを感じていることが多い。

では、体罰を受けた子どもが傷ついている姿を、すぐそばで見ている子どもたちはどう感じているだろう。体罰は被害を受けた子どもだけでなく、見ていた子どもたちにも大きな影響をあたえる。DV の家庭で育った子どもはそれ自体虐待といわれるが、学校という社会の中でも同じことがいえるのではないのか？見ていた子どもたちのケアをも視野に入れ、取り組むことが大切に思われる。見ていた子どもたちが気持ちを話せる場がいつ・どこに保障されているのか？子どもの気持ちを聴く大切さは認識していても、現実にはそれに時間を割く余裕がおとなたちには少ないように感じる。また、子どもの話を聴くことの重要さを頭では理解していても実際に子どもの立場に立ち切り、話を聴いていくことが困難な社会であるのも事実といえるだろう。

3. いじめ

いじめがあった場合、子どもたちをすぐに「被害者」「加害者」と分けてしまう傾向がある。しかしながら被害者・加害者と分けて対処することで、より問題が複雑化しているともいえる。教師同士が信頼関係を持ち、子どもたちの声を丁寧に聴いていくことが解決の大きな柱になるが、それができない現状がうかがえる。

「早く解決したい」というおとな側の思いに加え、一挙一動を評価されることの恐怖が保護者や教師からじっくりと問題に向き合う力を奪っているのではないだろうか。問題を抱えた子どもやおとなは、「うるさい保護者」「学級をうまくまとめられない教師」「落ち着きのない子」などわかりやすいレッテルを貼られ、学校やクラス・地域という固定した人間関係の中で、がんじがらめにされてしまう。

そもそも学校というところは自分と他者との関係を積み上げともに変化・成長していくところなのに、その機会がなければ深まっていかないのも当然だろう。多くの子どもは学校の中の人間関係をその時の役割や力関係のみで早々と構築してしまう状況に慣れてしまい、そこに問題があっても自分たちで解決しようとせず「やりすごす」という手段を選ぶ。おとなは子どもが未熟だと思っているため子どもの力を信じ切れず、つい手を貸そうとするのである。

また、保護者の中には自分と子どもの感じ方は違うと認識できない人もいるようだ。子どもの気持ちが一定落ち着いてきているのに、保護者のもやもやした気持ちが解消されない為、何もしてくれないと不満を持ち、相談を続ける事例もある。保護者が子どもの問題を自分の問題にすり替えてしまうと子ども自身が自分の気持ちに向き合うことができず、主体的に解決していく力や機会を奪われることにもなる。

「いじめ」についても、子どもの年齢が幼いほど保護者の意向での解決方法が提示されやすく、また、そういったわかりやすい形を示した方が学校側も対応する傾向があるように感じられる。「子どもの気持ちはどうだったのか」をだれも考えずにいじめの事実だけを議論するといった報告があがっていくことに違和感がある。

さらに、最近の事例でも見られたのだが、子どもがいじめられていることを学校に相談できなくて、相談室にきたり、いきなり転校したりする保護者もいる。こういう姿勢からは保護者が学校と信頼関係をつくりながら解決していこうという考えがあるとは思えず、最初からあきらめているように感じる。

いじめや体罰に共通する問題は、当事者の子どもの気持ちがなかなか聴いてもらえない

ことだ。そして、その子どものまわりにいるおとなもまた、話を聴いてもらえていなかったり、安心して仕事や生活できる環境づくりに取り組んでこなかったりという問題を抱えているように感じられる。人間関係を作り上げるという実体験が乏しい中では、相手の気持ちを推し量ることや自分を変えていけるという主体的な考えに及ぶことはなかなか難しいと思われる。

IV. これからにむけて～相談室の責任・課題

相談室としてこれからは学校ともつながり、顔が見える関係で直接話をき聴くことができるようにしていきたい。

相談室に来る子どもの中には、話を聴いてほしいと思ってくる子どもばかりではない。中には保護者から強制されて来たけれど話をするつもりがない子どもやまだ話す時期ではないと思っている子どももいる。そんな状態の子どもからは話を聴くことがむずかしい。アクティブリスニングを研鑽していきたい。

保護者、学校など社会全体がまだまだ子どもの意見表明権を理解していない。意見表明権は子どもにとって生きる力そのものである。わたしたちには、そのことを伝えていく責任がある。

2012 年度「子ども家庭相談室」年次報告書

2014 年 2 月発行

編集・発行

社団法人 子ども情報研究センター

〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37 HRC ビル 5 階

TEL 06-4708-7087 FAX 06-4394-8501

メールアドレス : info@kojoken.jp

ホームページ : <http://www.kojoken.jp>

執筆編集者

今橋千晶 内山洋子 奥村仁美 合田由紀子

田中文子 橋本暢子 藤井浩子 山下裕子

榎 雄喜 伊藤美樹 檜谷祐里 植田祐子